

蔵王地域包括支援センター

介護予防支援・介護予防ケアマネジメント重要事項説明書

契約を締結する前にご説明したい内容を記しています。

1. 運営主体の法人及び事業所の概要

法人名（設置者）	社会福祉法人 妙光福祉会	
法人所在地	山形県山形市蔵王上野字南坂 920 番地	
電話番号及び FAX 番号	電話 023-688-6266	FAX 023-688-7616
法人代表者	理事長 柳生 法雄	
法人設立年月日	昭和 59 年 9 月 27 日	
事業所名称	蔵王地域包括支援センター	
事業の種類	指定介護予防支援事業所	
事業所所在地	山形県山形市蔵王半郷 79 番地 7	
電話番号及び FAX 番号	電話 023-688-8099	FAX 023-688-8280
電子メールアドレス	zaohoukatsu@myoukou-yasuragi.or.jp	
事業所代表者	センター長 柳生 法雄	
事業所管理者	主任介護支援専門員 金子 のり子	
介護保険の指定番号	平成 19 年 4 月 1 日指定 指定番号：第 0600100119 号	
開設年月日	平成 19 年 4 月 1 日	
営業時間等	営業日・時間	月曜日から金曜日 8 時 30 分から 17 時 30 分
	休日	土曜日・日曜日 (祝祭日及び 12 月 31 日から 1 月 3 日)
	特記	電話等により 24 時間常時連絡が可能な体制
通常の事業の実施地域	山形市内 蔵王地区	

2. 事業の目的及び事業所運営の方針

事業の目的	介護保険法の要支援 1、要支援 2、事業対象者の認定を受けた利用者に対して、適切な支援が提供されるよう、サービス事業者や関係機関と連絡調整及びその他の便宜を図ります。
運営の方針	① 当事業所は、利用者が居宅（自宅）で自立した生活を営むことができるよう、健康状態や生活環境に応じて利用者の選択

	<p>に基づき適切な保健・医療・福祉サービス等が利用できるよう支援します。</p> <p>② 当事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に公平中立にサービス等の提供を行います。</p> <p>③ 当事業所は、市町村、指定居宅介護支援事業者、指定介護サービス事業者、介護施設、地域の様々な社会資源と連絡調整を図りながら効率的な運営に努めます。</p>
--	---

3. 職員の職種・員数及び職務内容等

職 種		人員数	職 務 内 容
センター長（法人代表者兼務）		1	事業所の総括的管理を行います。
管理者（主任介護支援専門員兼務）		1	事業所の担当職員の管理、指定介護予防支援事業の利用申込に係る調整、業務の状況把握その他の管理、必要な指揮命令等を一元的に行います。
担 当 職 員	社会福祉士	2	介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務を行います。
	保健師	1	
	看護師	1	
	主任介護支援専門員	1	
事務員		1	事業所の必要な事務を行います。

4. サービス内容と料金

サービス利用の流れ	<p>① 利用に先立ち、介護認定情報（認定の有無・有効期間等）を確認します。認定を受けていない場合は、申請代行等必要な援助を行います。</p> <p>② 利用者や家族から、困りごとや不安なこと等の話を伺い、専門的観点から課題を整理します。その上で、どのような生活を送りたいか等の目標を設定します。</p> <p>③ 必要な保健・医療・福祉サービスの利用について具体策を提案しながら介護予防サービス計画書の原案を作成します。その際、利用者は複数のサービス事業者の紹介を求めることができます。</p> <p>④ 予防訪問看護、予防通所リハビリテーション等の医療系サービスが必要な場合は、利用者の同意を得て主治の医師等に意見を求めます。</p> <p>⑤ 利用するサービス事業者とサービス担当者会議を開催し、課題を解決するための専門的な意見を求め共通認識を図ります。</p> <p>⑥ 介護予防サービスの利用を始めます。</p>
-----------	---

サービスの内容	<ul style="list-style-type: none"> ① 介護予防サービス計画の作成と交付 ② 介護予防サービス事業所等との連絡調整 ③ サービス実施状況と評価（月1回の情報収集と3ヶ月毎の訪問） ④ 希望される場合には介護保険施設等の紹介 ⑤ 主治医が求めた場合は、介護予防サービス計画書を主治医へ提出 ⑥ 介護認定有効期間満了時の更新申請手続きの代行 ⑦ 心身の著しい状態変化が認められた場合は変更申請手続きの代行 ⑧ その他必要な事項及び相談業務 																					
サービスの提供方法	<p>利用者の相談を受ける場所</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 当事業所内の相談室 ② 利用者の居宅（自宅） ③ 利用者の入院先の病院等 ④ 利用者の入所先の施設等 																					
利用料	<p>相談の利用料は全額保険給付となるため、<u>原則として利用者負担はありませんが</u>、<u>介護保険料の滞納等により法定代理受領ができない場合</u>、<u>下記の利用料をいったん全額お支払いいただく場合があります。</u></p> <table border="1" data-bbox="464 1093 1409 1760"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>月額料金</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>介護予防支援</td> <td>4,420 円</td> <td>介護保険サービスを利用する場合のケアマネジメント</td> </tr> <tr> <td>ケアマネジメント A</td> <td>4,420 円</td> <td>デイサービス、ホームヘルパーのみ利用する場合の原則的なケアマネジメント</td> </tr> <tr> <td>ケアマネジメント B</td> <td>2,210 円</td> <td>簡略化したケアマネジメント</td> </tr> <tr> <td>ケアマネジメント C</td> <td>4,420 円</td> <td>介護保険外の営利・非営利サービスにつないだ初回のみ介護予防ケアマネジメント</td> </tr> <tr> <td>初回加算</td> <td>3,000 円</td> <td>サービス利用を開始する月に算定</td> </tr> <tr> <td>委託連携加算</td> <td>3,000 円</td> <td>居宅介護支援事業所に委託を開始する月に算定</td> </tr> </tbody> </table> <p>その他の利用料金 なし</p>	種類	月額料金	内容	介護予防支援	4,420 円	介護保険サービスを利用する場合のケアマネジメント	ケアマネジメント A	4,420 円	デイサービス、ホームヘルパーのみ利用する場合の原則的なケアマネジメント	ケアマネジメント B	2,210 円	簡略化したケアマネジメント	ケアマネジメント C	4,420 円	介護保険外の営利・非営利サービスにつないだ初回のみ介護予防ケアマネジメント	初回加算	3,000 円	サービス利用を開始する月に算定	委託連携加算	3,000 円	居宅介護支援事業所に委託を開始する月に算定
種類	月額料金	内容																				
介護予防支援	4,420 円	介護保険サービスを利用する場合のケアマネジメント																				
ケアマネジメント A	4,420 円	デイサービス、ホームヘルパーのみ利用する場合の原則的なケアマネジメント																				
ケアマネジメント B	2,210 円	簡略化したケアマネジメント																				
ケアマネジメント C	4,420 円	介護保険外の営利・非営利サービスにつないだ初回のみ介護予防ケアマネジメント																				
初回加算	3,000 円	サービス利用を開始する月に算定																				
委託連携加算	3,000 円	居宅介護支援事業所に委託を開始する月に算定																				

サービスの開始と終了	<p>① 利用の開始</p> <p>契約締結後、サービスの提供を開始します。契約の期間は契約締結日から1年間ですが、契約満了7日前までに利用者から申し出がない場合この契約は自動的に更新されます。</p> <p>② 利用の終了</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の都合で終了する場合はいつでも解約できます。 ・要介護の認定及び非該当の認定の場合、介護保険施設入所した場合、蔵王地区以外に転居した場合、死亡した場合は自動終了になります。 ・人員不足等、事業所の都合でやむを得ない場合は、終了1ヶ月前までに文書による通知の上で他の介護予防支援事業所を紹介します。 ・利用者及びその家族等が支援を継続し難い背信行為を行った場合は、文書で通知した上でサービスを終了する場合があります。
------------	---

5. 指定居宅介護支援事業所への業務の委託

指定居宅介護支援事業所（地域のケアマネジャー）への業務委託	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の一部を指定居宅介護支援事業所に委託する場合があります。その場合は利用者及び家族と相談の上、決定します。 ・委託業務にあたっては、当事業者同様の守秘義務を遵守します。
-------------------------------	---

6. 秘密保持と個人情報の保護

利用者及びその家族に関する秘密の保持	<ul style="list-style-type: none"> ・担当職員その他の従業者は正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を第三者に漏らしません。この取扱いは契約終了後も同様とします。
個人情報の保護	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者及び家族の個人情報について適切に保管します。 ・契約終了後、山形市条例による5年間は文書保存した上で外部漏洩しないよう適切に破棄します。 ・個人情報保管担当者は管理者です。

7. 事故発生の防止及び発生時（緊急時）の対応

事故発生の防止及び発生時（緊急時）の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合は、利用者の家族に連絡を行い、重大事故の場合は市町村へ報告し必要な措置を講じると共に再発防止に努めます。 ・賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行います。
----------------------	--

8. 苦情解決の体制

事業所に対する相談・苦情受付は下記のとおりです。			
蔵王地域包括支援センター	受付担当者	管理者 金子のり子	
	連絡先	山形市蔵王半郷 79 番地 7 電話 023-688-8099	
	解決責任者	蔵王やすらぎの里 施設長 柳生法雄	
	連絡先	山形市蔵王上野 920 番地 電話 023-688-6266	
	受付時間	月曜日から金曜日 8 時 30 分から 17 時 30 分 (但し祝祭日、12 月 31 日から 1 月 3 日を除く)	
その他の 公的 機関	山形市役所 長寿支援課 介護保険課	連絡先	山形市旅籠町二丁目 3 番 25 号 電話 023-641-1212(代)
		利用時間	月曜日から金曜日 8 時 30 分から 17 時 15 分 (但し国民の休日に関する法律に規定する休日を除く)
	山形県国民健康保険 団体連合会	連絡先	寒河江市大字寒河江字久保 6 番地 電話 0237-87-8006
		利用時間	月曜日から金曜日 9 時 00 分から 16 時 00 分 (但し国民の休日に関する法律に規定する休日を除く)

9. 高齢者虐待防止の取組

高齢者虐待防止の取組	利用者の人権の擁護・虐待の防止に関する指針及びマニュアルを整備しています。法人内で委員会を設置し計画的に研修を実施しています。 虐待防止に関する担当者を以下のとおり選定しています。		
担当者及び責任者	虐待防止担当者	蔵王地域包括支援センター	社会福祉士 土屋夏江
	虐待防止責任者	蔵王やすらぎの里	施設長 柳生法雄

10. 感染症の予防及びまん延防止の取組

感染症の予防及びまん延防止の取組	感染症の予防及びまん延防止等に関する指針を整備しています。法人内で委員会を設置し計画的に研修を実施しています。
------------------	---

11. 事業継続計画（BCP）の取組

事業継続計画（BCP）の取組	感染症のまん延や非常災害時に、業務の継続及び早期に業務を再開するための計画書を整備しています。計画的に研修・訓練・見直しを行っています。
----------------	--

12. 身体拘束等適正化の推進

身体拘束等の適正化の推進	法人全体で身体拘束を無くすための指針を整備し、計画的に研修をしています。原則として身体拘束は行いませんが、自傷他害などで利用者や周囲の方に危険が及ぶ場合は、利用者の同意を得た上で一時的に行う場合があります。その場合は緊急やむを得ない理由を記録し適切に対応します。
--------------	---

13. ハラスメント対策への取組

ハラスメント対策への取組	<ul style="list-style-type: none">・ハラスメント（パワーハラスメント、セクシャルハラスメント等）行為、例えば、事業所の職員に対して暴言・暴力・嫌がらせ・過剰な福祉サービスの要求・誹謗中傷等はないで下さい。・サービス利用中職員の写真や動画撮影、録音等を無断でSNS等に掲載しないで下さい。
--------------	---

14. 連帯保証人の設定

連帯保証人の設定	<p>利用者（契約者）は、契約の有効期間中に事理弁識能力（自分で物事を判断したり決定したりする能力）の欠く場合に備えて、契約者の家族などを予め連帯保証人として定めていただきます。</p> <p>連帯保証人は、契約者の金銭に関するすべての事項について連帯責任を負います。また、契約時すでに契約者がこの能力に欠けている場合には、連帯保証人がこの契約を締結します。なお、連帯保証債務により連帯保証人が負う保証債務の限度額は金 50 万円とします。民法第 465 条の 2(個人根保証契約の極度額の設定)</p>
----------	--

15. サービス利用にあたっての留意事項

身分証携帯義務	職員は身分証を携帯し、初回訪問及び提示を求められたときは、身分証を提示します。
医療と介護の連携	利用者が入院した場合、担当職員の氏名及び連絡先をお伝え下さい。
職員の交代	人事異動等により、担当職員を交代することがあります。また、利用者または家族から交代の意向があった場合は、その理由を明らかにして、事業者に対して申し出ることができます。
情報の開示	この重要事項説明書は、当該事業所に掲示するとともに当該法人のホームページに掲載・公表しています。

16. その他

やまがた介護事業者認証評価制度における認証。(令和 7 年 3 月 1 日 認証更新)

この重要事項説明者は「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）第4条の規定に基づき、利用者及びその家族への重要事項説明のために作成しました。

介護予防・介護予防ケアマネジメントの提供開始にあたり、利用者に対して本書面及び契約書に基づいて重要事項を説明し交付しました。

事業者	所在地	山形市蔵王半郷79番地7
	名称	蔵王地域包括支援センター
	説明者	⑩

令和 年 月 日

私は、介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの提供開始にあたり、本書面及び契約書に基づき重要事項の説明を受けました。また重要事項説明書1部を受領しました。

利用者	住所	
	氏名	⑩
代理人	住所	
	氏名	⑩（続柄）
連帯保証人	住所	
	氏名	⑩（続柄）